

市第115号議案の審査、採決

(加納委員) 今、全市的に統廃合が進められている状況にありまして、私どもの住んでいる瀬谷区も、この4月からまた1つ統合して開校します。そういった経験からさまざま地域住民の皆さん方には大変、ある意味では大きな御負担と御協力ということもまたお願いしなければいけないということです。

ただ、お子さんたちのことを考えると、親御さんや地域が、今まで通っていた学校と違う、また、さらに遠くに行くということから通学の安全性がどうなのかということが、非常に気にしているところなのです。この統廃合に伴って地域住民から、特にひかりが丘小学校のほうからどのような意見が出されていて、それについてどういう形で対応をされるとお答えをして御理解いただいているのか。その辺について主なものがあればお示しをいただきたいということが1つ。

それから、私、大体现地わかっているのですけれども、ひかりが丘小学校区域から大池小学校区域へ通う生徒で一番長い距離、時間というのはどうなっているのかというのを、2つ教えてください。

(田村教育長) 通学時間の関係でございますけれども、一番遠くなるところで約1キロということでございます。子供の足で19分ということで考えています。その場合、ひかりが丘小学校の通学区域で現在よりも約0.6キロ、600メートル長くなっていることで12分長くなるということでございます。

通学安全のことに关しましては、大池小学校とひかりが丘小学校の通学区域は、歩車道分離道路が主要な道路に整備されております。他地区と比較しましても、通学安全に大きな支障はないと私どもは考えております。

現在両校が取り組んでおりますさまざま地域の方に御協力いただいた通学安全の活動につきましては、再編統合を機にさらにそれを発展して、通学安全を図っていくということをいろいろ話し合いをしております。そうした方向で子供の安全のこともしっかり確保して進めていきたいと思っております。

(加納委員) 本当に地域の皆さん方の御協力と、保護者の皆さん方の御理解をいただかないと、子供の教育にかかわることですから、それと安全にかかわることと、その辺のことをしっかりとさせていただいて、その問題だけではなくて今後また幾つかあるでしょうから、その辺のことについては確認をしていただきながらしっかり進めていただきたいということだけ、意見として述べます。

感染症対策等について

(加納委員) 時間が多分気になっているでしょうから簡潔に、確認だけさせていただきます。

まず、新型インフルエンザ及び季節性インフルエンザ含めて、学級閉鎖、学校閉鎖を含めて、状況だけちょっと教えていただければありがたいです。

(田村教育長) 御承知のとおり、1月21日にインフルエンザ警報が解除になっております。例年ですと流行が1月から3月がピークということでございます。私どものほうは警戒は緩めないということで、学校では児童・生徒に対して手洗いだとかうがいだとか、そういったことを引き続いて行っております。

12月16日以降は、きょう現在で学年閉鎖が小学校で1校、特別支援学校で2校、合計3校でございます。それから、一部特別支援学校で閉鎖を行っているところがございます。休校というところはございません。

(加納委員) 今終息の方向に向かっていますけれども、どうかひとつ学校現場ではさらに警戒をしていただいで、しっかり進めていただきたいと思います。

先般、学校における感染症、胃腸炎及び食中毒発生時対応マニュアル、これをいただきました。この委員会の冒頭から、学校における食中毒と感染症対策、しっかり進めていただきたいと、特にノロの問題を含めて、御指摘させていただきました。その流れの中で新型についても、学校で英断をふるって学級閉鎖等含めてしっかりやるべきだということで、ある意味では横浜市の学校における対応は評価できるのではないかなと思うのです。

それで、これこの前いただきましたけれども、これについて若干御説明いただければありがたいです。

(田村教育長) 済みません、木村部長のほうから御説明させていただきます。

(木村健康教育・人権教育担当部長) 主な改定状況でございますけれども、嘔吐物の処理方法につきまして、嘔吐場所を中心に3メートル範囲内を消毒するなど、より適切な処理の仕方とか、それから嘔吐、下痢などの新規発生状況についても学校健康観察集計表の改定をして、より正確な集計を行うなどの改定を行っております。

それから、給食実施の場合につきましても、配膳の方法や、調理従事者、学校栄養職員等に嘔吐処理をさせない、また、嘔吐場所へは近づかないなど、マニュアルを改定させていただきました。

(加納委員) 私が何を言いたいかというと、青葉台だけな、青葉区の問題から大変委員会でも大きな……

(「藤が丘」と呼ぶ者あり)

(加納委員) そうですね、ごめんなさい。

あの問題がきっかけに、横浜市における学校現場のこういった食中毒、感染症対策について御指摘いただいてここまでやってきました。改定もしていただいて、非常に、担当職員、特に課長さんや係長さんが頑張っていたいてここまで来ましたので、これはどうかしっかりと、つくった後どう徹底していくかということをお願いしたい。

それから、新型インフルエンザの学校対応マニュアル、これもほぼ全部できたのでしょね。ある意味では全国的にもめずらしいケースで、先進的な取り組みです。これもしっかりとやっていただいて、一応新型は終息という方向には行っていますけれども、やはり横浜市は最大の政令指定都市ですから、そういった部分はしっかりと警戒をしていただいて、こういった対応マニュアルをつくったわけですから、これを徹底してやっていただきたいということをお願いし、それから評価をしておきたいなと思います。

それから、もう一点。

受動喫煙ということで本市もこの3月までに市役所内の喫煙体制について、しっかりと整備していますけれども、学校における受動喫煙。先生たちのたばこ吸う吸わないという問題が一方であり、現状としては道路側で吸っているとか、いろんなことが実は私どものほうにも入ってきます。この辺の実態を一回教えていただきたい。

例えば教育委員会としてたばこを吸っている人たちが何人、何%いるのか。その人たちはどうしているのか。それから、例えば各学校、学校現場ではどのくらいの人たちが吸っていて、何%で、その人たちはどういう対応をしているのか。基本的には学校では吸わないということになっているのですけれども、現状はそうはいかない、だから本当の実態をできましたら資料としていただきたいのです。きょうは時間がないのでそういった議論はできないでしょうから、そういった学校別の実態がもしわかれば、そしてそれが現状どうなっているのかということをもしわかれば資料としていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

学校における直結給水について

(加納委員) あともう一点だけ。

水道局が学校で蛇口から水を飲むと。

(「直結」と呼ぶ者あり)

(加納委員) 直結という事業を一方でしていますよね。一方で、学校にペットボトルで水を持ってきているという現状があります。子供たちが学校でペットボトルを持ってきて、水道の水を飲まないということが一方であります。水道局では直結給水して蛇口から飲ませるのだというふうにやっておきながら、学校現場ではみんながペットボトルを持ってきて水道の水を飲まない。この辺のことについて、教育長として何か御意見があれば。

(田村教育長) 直結給水ということで、横浜の水を蛇口から飲もうということで、これは水道局が、かなり力を入れてそれを進めているということでございます。

一方で、学校へ水筒を持ってくるとか、さまざまな御事情から、あるいはお考えからそのようなことがございます。私どもとしては横浜の水は安全でおいしいのだということ、これは一般的なこととして子供たちにしっかりと教えていくことも必要だと思っておりますし、その一方で親御さんのいろんな思いだとかお考えもありますので、そういったものと調整を図っていくということが、なかなか悩ましい問題かなと思っています。

(加納委員) 悩ましい問題です。

横浜市は水道水を安全だから飲ませるのだとあって、水道局は直結給水を普及しているわけです。

一方で、今おっしゃったように、学校現場ではいろんな事情がありますということのオブラートをかけながら、どうぞ自由に持ってきてくださいというようなことを言わないまでも、持ってきているわけです。そうすると、何々ちゃんがペットボトルを持っている。どうして。いや、だって水道の水嫌なんだもん、お母さんがそう言ったんだもんとかね。そうすると、学校現場では、保護者全体として子供たちに水道水を飲ませて、安全でおいしい水よということで直結給水にして、事業としてやっている。一方で学校現場ではペットボトルを持ってくる子どもさんもある。非常に悩ましいとはいっても、だからその辺は一回どこかで工夫しなければいけないかなとは思っているのです。

アレルギーを持っているお子さんとか、神経質になっているお母さんとかいらっしゃるので、それは一概にどうするかというのは私も悩ましいのだとは思いますが、一方で事業が、水道水は安全でおいしい水だといって、学校現場の直結給水を進めていると。一方で全く反対の顔で、いや、ペットボトルやいろんなものを持ってきて水道水は飲まないのだとやっている。それを教育現場では許しているし何も言わない。それはどこかで工夫すべきだと思うし、どこかで何か知恵を出さないとと思うのですけれども、意見として言っておきます。

市第110号議案の審査、採決

(加納委員) 今24園もう既に済んでいるわけですね。そうすると、今までの経緯だと年間3園から4園ですね、今後どのくらい続くのか。

(屋代こども青少年局長) 市立保育所のあり方というのを御報告させていただいたわけですが、その中で、3園程度を基幹保育所として保育支援のネットワークの核にして出していくということを申し上げました。

当面、民間移管については、現在の計画では3カ年を予定しておりまして、3カ年で4園ずつということでございます。12園までは計画の中で移管していくことになっています。

保育所のあり方検討の中で1区3園程度ということで、いろいろ今検討している段階でございますけれども、3園でいいのか、あるいはもっと必要なのか。その辺も含めて、引き続き保育所のあり方については、基幹保育所のモデル事業を実施します。その中で、何園あったらいいのか、残したらいいのかということも含めて検討していきたいと考えているところでございます。

(加納委員) それで、先ほど来さまざま議論があって、重複するのですけれども、今回最高裁の判決が出ましたよね。これが出たことによって、先ほど来さまざま議論も聞きましたけれども、この最高裁の判決が出た上で、今後スケジュールを進めていく中で変わっていくこと、変えざるを得ないこと、ある意味では、保護者の皆さん方を含めて、誤解を生じないようにさまざま工夫をしなければならないのだろうなということについて、もう一度当局の見解を聞かせていただきたいです。

(屋代こども青少年局長) 最高裁の判決は、改正条例の制定行為は行政処分に当たるといふ、抗告訴訟の対象になるということでございます。ですから、当然保護者の方の理解が得られない場合には、訴訟を提起されるということも十分予想されるわけでございます。訴訟が提起できるということを経験として認定をしたということになるかと思っておりますので、十分に保護者の理解を得て民間保育を進めていくことが必要だろうと思っております。

ですから、先ほど来質問がございましたけれども、保護者の理解が得られない段階で民間移管、統合するとか、そういうことは全くなくて、十分な保護者理解が得られた段階で民間移管を進めていく、条例の改正も出すということを考えてございます。

(加納委員) 先ほど来議論を聞いていて、やはりそこをより注意をしなければいけないのだろうし、理解をどう得るかという工夫をしなければいけないのだろう。それについて今後どう担保していくかということについては、より具体的に皆さん方が提示をしていかなければいけないでしょう。

だから、今の御答弁はわかるのだけれども、では、そのためにどうするの、何をやるのということについて、他都市とも含めて何か具体的にお考えになっていることがあるのかどうか。

(屋代こども青少年局長) 市立保育所のあり方を前回御説明したわけですが、市立保育所のあり方も引き続き検討を進めていかなければなりませんし、モデルも実施するということもございます。そういう中で、あわせて委員御指摘のことも含めて検討を進めていきたいと思っております。

(加納委員) 平行線だと思いますので、より具体的に工夫しないと、お子さんに波及することですからね。御両親にどう納得をしていただくか。対峙していくかというか納得をどうしていくかによっては、御両親から受ける影響はお子さんにもろに行きますので、そういった部分では今回の最高裁の判決を踏まえて、より具体的に、横浜市として何をすべきなのかということをもっと明確にしていかなければいけないかなと思います。きょうの議論を契機に、しっかりと具体策を出していただけないかなと思います。

それから、山田副市長。せっかく御出席いただいているので、横浜市のこういった保育施策、それから最高裁の判決、そして今の局長の御答弁を踏まえて、何か民間委託に関係することについて御感想があればいただきたいです。

(山田副市長) 今、いろいろな御議論を伺っておりまして、私もみずからの子供がまだ保育園に、下の子供がおりまして、都合3人保育園でお世話になっておったという経験もございます。市立、私の場合区立ですけれども、区立の保育園のよさ、そういうところで働いていらっしゃる方から保育を受けることのすばらしさも知っておりますし、また、民間、それから認可外の保育園のサービスを受けていたということもございます。本当に市立は市立ならではのよさももちろんあるわけですし、民間は民間ならではのよさもあるということで、こういうものをうまく組み合わせて、とにかく親の都合とかそういうことではなくて、子供にとってどういう形が一番望ましいのかというネットワークの構築を、今後勉強して実現してまいりたいと思っております。

陳情第4号の審査、採決

(加納委員) 実は私どもも、これは何度も継続にさせていただいている経緯もありまして、さまざま議論もさせていただきました。そして、私どもそれぞれ相談をいただいている部分もございまして、さまざまの相談の中で全く相反する相談、対立軸を持っているという相談もございまして。

そういった中で、この陳情者のお考えについて理解はできるのですけれども、ここに書かれている公的支援体制をしっかり整えるように言ってくれということと、それからやはり法整備というところまで私どもが今踏み込めるのかということについて、さまざまな議論に実はなっております。現時点でここまでの強制力を持った法整備、それから公的支援体制を整えるというところまで、果たして踏み込んでいいのかどうか。この辺が非常に悩ましい問題でして、現時点では私どもも趣旨に沿いたいという判断です。そういう点でどうかよろしくお願い申し上げます。

(加納委員) 今の斉藤委員の発言は、意見書を提出するというところまで踏み込んで多分ないと思います。今の発言はね。私どもも、今回意見書の提出について、この法的支援体制、そして法整備を含めた意見書については趣旨に沿いたいと思うのですけれども、そこまでの強制力を持たないまでも、やはり実態を調べてみたり相談をいただきますと、何らかの調整機能等を含めて何かすべきだなとは、実は一方で思うのですね。

ですから、意見書を提出と決めないで、意見書提出を含める形で、調整機能等を踏まえた何かできないかなということで、できれば、そういう枠での正副委員長での御検討をいただければということで。意見書を提出すること一本というよりか、それも視野に入れた形で御検討いただければありがたいということであれば、私どもとすればよろしいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

陳情第11号の審査、採決

(加納委員) 前委員会で民主党さんのほうから継続ということで、私どもも地元議員とも相談をし、実態も調べさせていただきました。そういう中で、一度継続して確認してということだったのですけれども、今回、この場におきましては、やはり国の制度ということもあり、ここまで踏み込んでいいのかということもあり、今回につきましては趣旨に沿いたいということをお願いをしたいと思います。

「次世代育成支援行動計画」後期計画の素案について

(加納委員) 17ページの基本施策の障害児への支援で、ちょっと聞きたいです。

これはこれでわかったのですね。障害児の支援のところ、就職支援です。

障害児の皆さん方、例えば保育園だとか幼稚園だとかいろんな形で、学校関係を含めて一生懸命頑張っていたのだけれども、最後の就職のところへどう結びつけるか。これは健康福祉局との兼ね合いだとか幾つかあるのだけれども、ここではあえて、私の見るところではそこは触れていないと思うのですね。この辺の考え方と、この後期計画の中でのその辺の領域について、ちょっと教えてください。

(鈴木こども福祉保健部長) 障害児の就職支援の関係でございますけれども、一般的には養護学校の卒業の段階で、養護学校のほうで就職支援、卒業後の進路をどうするかと考える中で、養護学校だけではなくて、区の福祉保健センターとも連携をして、ワーカーも入っているカンファレンスしたりしながら進めております。

ただ、実際には一般企業等への就職だけではなくて、地域作業所への通所ですとか、そうしたものもかなりの比率で実態的には入ってまいります。そうしたものも含めて、その方にこういった形での就業形態がふさわしいかということを含めて、学校と福祉保健センターと連携して取り組んでいる状況でございます。

(加納委員) だからそれはもちろんわかっているのだけれども、このおおむね30歳までの施策の中で、こども青少年局としてはあえて障害児への支援というこの項ができていて進めていく。それは連携しなければならないはずなのだけれども、今の話だとそれは向こうの局でやっていますからという話なのでしょう。そういう考えでつくられているのですねということでもいいわけですか。

(宮本企画調整課長) 申しわけございません。説明のペーパーにはそこまで書かれていないのですが、紙面の関係上で、4番の地域での生活に向けた支援の充実の中にこれは書かれておりまして、申しわけございません、お手元のこの冊子の46ページをごらんいただきたいと思います。

一番下のところに福祉・教育・医療・労働が連携した就労支援体制の強化ということで、こちら健康福祉局、それから教育委員会等と連携をいたしまして、就労支援を進めていこうということを、計画の中では明確に位置づけています。

(加納委員) ありがとうございます。

私どもも、障害児をお持ちの御両親からさまざまな御質問をいただいたり、御相談をいただいたりするとき、こういった学校関係についても手厚くお願いをしたいということは一方であるのだけれども、年を重ねるに従って、その子の就職、自立、自活をどうしていくかというのは大変大きな悩み事なのですね。

そういった部分では、この後期計画の中にそういったものがしっかり入っているということが確認できればありがたいのです。この説明文書には全く載っていないし、さっきの鈴木さんの御答弁では他の局でやっているからというように聞こえてしまったので、ではこども青少年局では何をやっているのだということが実はあったもので。この後の施策をどうしていくかというのは非常に大きなウエートを占めますので、その辺ひとつ、46ページですね、踏まえて、確認をしながらしっかり進めていただきたいと思いますということのお願いを、まず1点しておきます。

次に、毎回の御質問で大変恐縮なのですが、10ページのこんにちは赤ちゃん訪問事業における訪問率、なぜ平成26年度が80%なのかは別にして、平成20年度の実態はまずどうだったのでしょうか。

訪問率は、30何%あったかな。なかったっけ。急にごめんなさい。

(鈴木こども福祉保健部長) 平成20年度ということで申し上げますと、昨年1月に始まりまして、昨年1月から3月で訪問実績が1,751件。四半期ですので、年間およそ3万件の出生としますと、母数が7,500前後ですか。それに対して1,700ということで、率としてはそれほど高くない率でございます。

それから、今年度に入りましては、大体6割強の訪問率という形になってございます。

(加納委員) これは非常に難しいはずなのですよ。お母さんたちとのマッチングがまずできるかという問題と、相手方、お母さんたちがそれを受け入れるかという問題と、なかなか難しい問題なのですね。

ただ、63%、非常に頑張ってもらえるなど実は私は思っているのですね。それが80%まで持っていこうという意識については、ひとつよろしくお話をしたいということです。

それから、毎回言って申しわけないのですけれども、具体的な事業例の中で、乳幼児健診等を活用したという。

これは毎回言って申しわけないのですけれども、先日瀬谷区の議員団会議でも質問させていただきまして、児童虐待をどう解消していくかという中の一つの方策として、健診でどう見つけ出していくか、早期に見つけるかというのも大変大きな、ある意味では柱なのですね。そういった部分では、3回ある健診でどう乳幼児の、特に児童虐待を見つけていくかというのは大きいので。

瀬谷区の3つの健診、ともに未受診がどのくらいあるのか。一つ一つの受診率は96%とか95%とか、数字だけ見るといいのだけれども、ではその未受診をした人たちが何人いてだれなのか。それは3度ある健診の中で3度とも来ていないのか、拒否しているのか、あえて来ないのか。いろんな理由があるにしても、そういった追跡調査はしたことあるのですかと聞きましたら、たしかないと言っていました。

それは、この今回の後期計画で、こうやって乳幼児健診を活用したと言っている以上はもう一歩進めて、大変難しいということは私もよく認識はしてはいるのですけれども、区別にこの3つの健診の未受診者がだれなのか。これはもう明確にわかっているはずなのです。行政は、分母はだれでどの人かとわかっています。その人が受診したかどうかというのも、本来わかっているはずです。

その3回の未受診者がだれかというのも調べようと思えば調べられるのです。ただ、どういう理由で未受診なのかというのは行かなければわからない。実は、乳幼児の児童虐待はこういうところの人たちから始まってしまうというケースも一方であるので、前期をある意味反省した形で後期に向かうのであれば、できたらこの辺についてもしっかりデータをとっていただいて、そのデータのもとでもう一歩、未受診者、特に3つの健診、これをどう把握していくかということまで推し進めていただきたいというのが、私の要望なのですけれども、局長、いかがでしょうか。

(屋代こども青少年局長) 平成22年度予算の話になってしまうのですけれども、乳幼児健診の未受診者対策というのを強化しようということで、専門職の看護職を動員いたしまして、電話連絡だとか充実させていこうと考えています。現在でも保健師さんなどが可能な限り、電話連絡や家庭訪問などによりまして、育児状況の確認や育児に関する悩みの相談などを行っておりますけれども、平成22年度からは専門職を1人配置して、さらに充実させていこうと思っております。

委員御指摘のとおり、状況の把握が一番大事だろうと思いますので、それについても取り組んでまいりたいと考えております。

(加納委員) 多分大変な作業だと思うのですけれども、各区別に、例えば平成21年度でも結構です、その3つの受診の未受診者、3回ともどれだけの人数がいるのかということが把握できればありがたいし、できればそれを資料としていただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

(鈴木こども福祉保健部長) 乳幼児健診のデータは残念ながらシステム化されておりません。紙データを一枚一枚めくるという状況になります。委員から今、資料の要求がございましたので、データを区のほうで持っておりますので、区のほうと調整をさせていただきまして、できる範囲で考えさせていただきたいと思います。